

**要望事項 (優先順位 1)**

災害時の防災(無線)放送設備の設置

**要 旨**

災害時(災害後)の八瀬地域の場合、地形が複雑であり、町内によって山崩れや倒木、河川の氾濫等があり、一括りに小学校への避難指示は危険であることがあります。避難する必要のない地域もあり、各地域に合った避難情報や正確な災害情報を伝えるため、スピーカーや災害無線ラジオによる放送設備を要望いたします。

大雨災害時等、確かに音声は聞き取れない場合もありますが、地震や台風、他災害の後等の避難指示は、高齢者家庭に伝わりにくく、一軒一軒声をかけていくしかありません。大雨等の後の声かけは、声をかけて回る人にも土砂災害の危険が生じるため、防災無線の設置を検討していただきますよう、お願いいたします。

**回 答****(行財政局)**

本市では、市民の皆様に対して、日頃から、御自宅のある場所の災害へのリスク、避難の必要性、指定緊急避難場所等について確認していただくために、災害ハザードマップや避難行動判定フロー(チラシ)等を配布し周知を行っているところです。

災害等の発生が迫る場合には、本市から、緊急速報メール、防災・防犯メール、インターネットを活用した防災ポータルサイト、地上波デジタルテレビ放送によるデータ放送、広報車による巡回広報等様々な媒体を活用して情報を伝達しています。

御要望の放送設備については、御記載のとおり大雨等の際に拡声器の音声は聞き取れないことが多く、緊急情報の伝達には、より普及度が高く、確実性の高い携帯電話への緊急速報メールや、テレビのデータ放送を御活用いただきたいと思います。

また、平成27年度からは、浸水想定区域・土砂災害警戒区域等にお住まいで、携帯電話をお持ちでない避難行動要支援者を対象に、登録いただくことにより、固定電話(音声)又はFAXによる避難情報等の発信サービスを行っています。

さらに、令和2年4月からは、市民の方を対象に、郵便番号を活用したリアルタイムの避難情報を電話の自動音声応答により案内する避難情報案内システムの運用を開始しています。令和3年3月29日からは防災ポータルサイトをリニューアルし、大雨警報等発令時に自動で切り替わる災害時緊急画面においては、現在地から避難情報が発令されている学区の避難所(避難場所)までの経路確認も可能となりました。

御要望の放送設備については、特に大雨時の情報伝達の確実性に関する課題や、他の伝達手段の普及度も考慮して、現時点では導入を予定しておりません。